

國際石油業における基點價格制

松井哲夫

石油業の歴史は一八五九年ペンシルヴァニアのドレークの油井の開きに成功し、近代的産業として出発してからまだ一〇〇年に満たないが、今日では原油並びに石油製品は国際貿易市場に於て最も重要な商品となっている。それは石油が工業、農業、交通の燃料動力源として、工業用の潤滑剤として、或はまた石油化学工業の原料として経済活動のあらゆる方面に不可欠のものであると共に、石油製品は商品としての性質がよく標準化されており、原産地如何に拘わらず、殆んど商標だけで取引されることにもとづくものである。更に世界石油の埋蔵、生産、精油、消費はそれぞれその地理的分布が偏在しているので世界的な需要と供給を適合させるためには、国際間に大量の取引を必要とするのである。

国際的な石油の動きは次の如き方向をとつて行われる。

- (1) 生産地より消費地への原油の移動。
- (2) 生産地より精油中心地(消費地と離れた)への原油の移動。
- (3) 精油中心地より消費地への製品の移動。
- (4) 精油能力ある生産地より消費地への製品の移動。(註)

このようにして国際市場に現われる典型的な国際商品(intern-

national goods)である原油並びに石油製品の国際價格は如何にして形成されるのであらうか。いよいよその價格決定方式を究明する」と云ふて、今田の世界石油業における顕著な特色たる国際的結合の一端を明らかにしたい。

(註) The International Petroleum Cartel. Staff Report to the Federal Trade Commission submitted to the Subcommittee on Monopoly of the Select Committee on Small Business United States Senate, 1952, p. 17.

(右報告書に関しては「世界週報」一九五二年一月一日号に脇村教授による詳細な紹介がある)

I、基點價格制の沿革とその發展

國際石油業においては「灣岸附加」(Gulf-plus)方式と呼ばれる基點價格制(basing point system)による價格形成が行われてゐる。

基點價格制とは、實際の供給源、運賃と関係なく一定の標準品

に対する引渡価格 (c.i.f 価格) を各引渡地点において同一となるよう決定する価格制度である。即ち生産者は購入者の属する基点 (base point) の価格を知るが故に、自己及び購入者の位置に關係なく、基点価格 (base price) プラス基点より購入者の位置に至る特定運賃よりなる一定価格を要求するものである。すべての引渡地点に対し価格算出の基準となる基点がたゞ一つの場合を单一基点制 (single basing point system) と呼ぶ、二つ以上ある場合を複式基点制 (multiple basing point system) と云う。後者の引渡価格はすべての基点を考慮して基点価格プラス特定運賃の最低額とされる。(註1)

原油及び石油製品に対する国際的な基点価格制は石油業者が次のような基本的慣行を共通に承認し実行することによつて賛されたものである。(註1)

一、アメリカ・メキシコ海岸を单一の、支配的な基点として共通に承認すること。

二、引渡価格の決定における基準として、アメリカ・メキシコ海岸渡価格を共通に採用すること。

三、プラット・オイルグラム誌 (Platt's Oilgram) 所載石油相場をアメリカ・メキシコ海岸における公定価格 (official price) として共通に承認し、使用すること。

四、品質上の相異に対して標準調整方法を共通に使用すること。

五、基点価格に加算すべき特定運賃として、標準油槽船運賃 (JCTC) の「國際石油カルテル」に関する報告書にはアチナキャリー協定と共に価格協定が締結されたか否か明らかでないが、同

元來かゝる方式による価格決定が国際的に石油業者間に使用されるようになったのは、近代的石油業が合衆国に勃興して以来、米国石油業者が精力的に世界市場を開拓し独占して来たため、米国の輸出業者が石油の国際価格を決定する地位にあつたからだ。殊に一九二〇年代アメリカ中南部部油田の大拡張が行われ、米国メキシコ湾が輸出の中心となり、その相場が国際価格の基準となつたのである。

一九二〇年代後半、米国内の大規模な油田の開発、ヴェネズエラ、ルーマニアにおける増産、ロシヤ石油の世界進出等があつて世界的に供給過剰に陥り石油販売市場争奪のため競争が激化する傾向を示した。その結果石油業者の国際的協調の気運が生れることとなつた。その直接の契機となつたのはロシヤ石油をめぐつてスタンダードとシェルの間に展開された、アジア殊にインド市場における激烈な販売競争であつたが、此の競争は世界各地に波及し世界石油業界に致命的な打撃を与える惧れが生じ、遂にニュージャージー・スタンダード石油会社の提唱によつて世界の三大石油会社(註2)間に広汎なカルテル協定が締結されるに至つた(一九二八年)。此の協定 (Achnacarry agreement) は生産及び輸出を統制する」とによつて主要石油会社やその他の業者との間に、市場競争の調節を行うことを目的としたものであつた。その後数回追加的な諸協定を締結することによつて各国市場の実情に副うよう修正し、石油市場統制を強化した。(註3)聯邦産業委員会 (F·T·C) の「國際石油カルテル」に関する報告書にはアチナキャリー協定と共に価格協定が締結されたか否か明らかでないが、同

協定中に加盟会社間の供給の相互交換について(1)各積出港を基点とし(2)合衆国湾岸港渡価格を基点価格たらしめ、それに(3)各積出港より輸入港までの特定運賃を附加する複式基点価格制の実行を規定していることから(註五)輸入国における加盟会社の販売価格についても湾岸附加方式による価格協定の成立を見たであろうことは推測に難くない。(註六)

かくの如き国際的石油業者間の協定は石油市場の安定を齎らし、アメリカ・メキシコ湾岸を基点とする単一基点制が第二次大戦まで実行された。その間、西半球からの石油の輸出は合衆国湾岸地方よりカリブ海岸地方(殊にヴェネズエラ)に拡大したが基点価格として米国メキシコ湾渡価格を使用することには修正を見なかつた。例えばヴェネズエラ原油のf.o.b価格は一バレル当たり米国メキシコ湾渡価格より10・5セント控除した価格に決定されたがこの10・5セントは米国の原油輸入関税に当るものであつた。石油製品についてもプラット相場がカリブ海積出港において用いられた。かくの如き单一基点制の維持を容易ならしめた技術的な事情として、一九三〇年代には石油の主要輸出国がメキシコ湾とカリブ海沿岸に集中し、此等の地方から主要輸出先たる歐洲諸港に至る海上運賃に大差なかつたことを考慮すべきである。

第二次大戦中單一基点制がはじめて変更され、あらたにペルシヤ湾を基点として追加し、基点価格を米国メキシコ湾岸価格とする複式基点制が採用されることとなつた。即ち一九四三年、英國政府が海軍用燃料としてペルシヤ湾で大量の重油を買付けたが、

ガルフ・プラス方式によつて決定される価格に含まれる「架空運賃」(Phantom freight)部分(註七)に不満を表明し、ペルシヤ湾を基点たらしめるよう主張したので石油業者は石油製品についてペルシヤ湾を新たに基点として承認するに至つたのである。その後一九四五年米国系石油会社アラムコ(Arabian American Oil Co.)がバーレン島の原油、石油製品を米国海軍に売渡した際同じくペルシヤ湾を基点とする方式を探り、こゝに原油についても複式基点制が確立するに至つた。

第二次大戦後の世界石油事情の著しい変化は石油価格の騰貴と中東地方における急激な増産であるが、石油の国際価格を高水準に保ち乍ら中東石油を世界市場殊に西欧市場に円滑に導入するため基点価格制に若干の修正が行われた。その経過を原油と石油製品について夫々略述しよう。

原油——ペルシヤ湾基点価格の上昇は多少メキシコ湾価格の騰貴に遅れたが一九四八年三月一バレル21・二二ドルに決定された。此の価格はメキシコ湾岸渡し価格よりも低くかつたが次の方針によつてそれとリンクするものであつた。即ちこれはメキシコ湾渡価格に英本国までの海上運賃(大戦中より標準油槽船運賃としてU.S.M.C賃率を使用)を加算し、更に英本国——ペルシヤ湾海上運賃を之から減じた価額である。かくして両基点より輸送される原油のc.i.f価格が英本国において等しくなり中東石油の西欧市場への搬入が容易になつた。(それまでは中部地中海がc.i.f価格の一一致する地域であつた。)この算出方式は基本的には現在に至るまで続けられて來ている。その間、市

場運賃の変動を考慮して J·S·M·C 貨幣をそのまゝ用いるか、或はそれよりも低率の運賃を使用するかによつて、ペルシヤ湾基点価格を米国メキシコ湾価格に組織的に結びつけるよう努めて来た。一九四八年初頭より中東石油が大量に合衆国へ輸入されることになつたので翌年七月同じ方式のもとに C·I·F 価格の等しくなる地点を英本国からニューヨークに移し、ペルシヤ湾基点価格をラス・タマラ渡し 1·七五ドル（比重三六度）と決定した。その後本年七月に至りメキシコ湾渡し価格が二五セント騰貴したのでペルシヤ湾渡し価格も 11·〇〇ドルに引上げられるに至つた。（註⁴）

石油製品——一九四六年十一月 O·P·A による物価統制撤廃以来米国においては石油製品の価格は急騰したが、ペルシヤ湾基点価格も、米国のプラット相場と相携えて騰貴した。即ちプラット相場の高値を中国市場に、中値をスエズ以東地域に、安値をスエズ以西主として地中海、ヨーロッパ市場向に適用し、地域別に差別価格を設定した。一九四八年六月から西欧市場向にはカリブ海渡し価格（プラット相場安値を若干下廻る）を、スエズ以東地域にはプラット相場安値を用ひるようになつたが、ペルシヤ湾基点価格を米国メキシコ湾価格に釘付けする方式は依然厳守されてゐる。

註 1, Encyclopaedia of the Social Sciences, Vol. II. pp.

473~475

註 11, Federal Trade Commission: The International Petroleum Cartel, 1952, pp. 352~353

註 11, Standard Oil CO. (New Jersey), Royal Dutch Shell, Anglo-Iranian Oil CO., Ltd. の注記ある。
註 11, 付録追加協定として次のものがね。

Memorandum for European Market, 1930
Heads of Agreement for Distribution, 1932

Draft Memorandum of Principles, 1934
註 11, Achnacarry Agreement, procedural paragraph
13, 14

註 6, ローヤル・ダム、グロンショティン「石油問題」邦訳、三三七頁参照

註 7, 架空運賃とは、引渡地点に至る距離が基点より見て近く位置にある供給者が享受する運賃上の利益を云々、基点よろめ遠隔の地にある供給者の蒙る運賃上の損失を freight absorption と云ふ

註 8, The Economist, July 25, 1953, p. 272

II. 値格カルト尔の基底價格

しかば基点価格制は如何なる特質をもつものであらうか。

元來米国においてカルテルの古い形態としてのペールの非合法化以来、之に代るものとして各種の成文なきカルテル形態が用いられたが、その代表的なものは、所謂 Price Leadership のシステムである。これは何等の中心機構なくたゞ価格政策に於てリーダーの設定するそれに従うと云ふ生産者間の默契が成立するものである。（註¹）基点価格制は此の価格リー

ダーシップが高度に発達した最も巧妙な価格カルテルの形態である。(註二)本来カルテルは同業者間の協定又は了解であつて、競争を制限し、統制し、排除する目的又は効果をもつものである。協定又は了解が価格に関する場合を価格カルテルと云う。カルテルの存在はしかし公式又は秘密の契約に遡る必要はない。それは暗黙の了解であつても充分であり、各メンバーが相互に特定の規則を遵守することを意識し、期待する場合カルテルの存在は可能である。基点価格制は多くの場合当該産業部門の支配的な企業または同業組合によつて導入され、その確立にあたつては同業者間の協定或は了解を必要としたことが多かつた。併し乍ら一度び此の制度が確立されるとメンバー間に追加的な会合、協定、通報を要しないところにその特色がある。またカルテル規約の履行を監視するカルテル機関もこれには必要ではない。たゞ当該産業全体を支配する单一または少數の基準価格の公表のみが本制度に不可欠の唯一の条件である。かゝる意味で、基点価格制は聯邦産業委員の指摘する如く「自己発展的」(Self-perpetuating) カルテルといふことが出来る。(註三)

価格カルテルとしての基点価格制の独占的特質については、産業の代表者、その法律経済顧問たちによつて断えず否定されて来た。その論拠は区々としていて、相互に矛盾撞着するものも多いが要約すれば次の四点に帰する。

(一) 基点価格制にもとづく齊一引渡価格は効果的競争の存在する証拠である。けだし完全市場における競争は価格の齊一性をもたらさねばならぬから。

(二) 地域的独占の支配領域に浸透することによつて競争の程度を高める。

(三) 此の制度は単に市場に、より大なる秩序を招来せんとするものであり、価格競争を排除したり低減したりするものではない。

(四) 此の制度は競争の程度を減じた。しかしそれは当該産業を支配する経済的諸要因の自然的な発達の結果であつてそれを禁じられたからといつて直ちに有効な競争の程度を増大するものではない。

かかる主張に対してもさまざまな論駁が可能であろうが、こゝでは比較的問題とされることが多い(一)、(二)の点についてマハループの所説を以て論評を加えることにしよう。(註四)価格の齊一性について云えば

(一) 競争は常に齊一価格をもたらすとしても、逆に齊一価格は常に競争の結果なりとは云い得ない。

(二) 高い呼値は買手を求め得ないから完全市場においては一物一価が成立すると云ふことは、最初からすべての売手が同一価格を要求することとは別のことながらである。

(三) 売手買手の競争から生ずる齊一市場価格は各時点に関するものであつて、刻々に変動する、長期にわたる価格の齊一性は価格の硬直であつて完全な競争が行われるならば存続し得るものではない。

(四) 中央市場において同時的に締結された諸取引に関する齊一価格と、遠近何れの引渡地点においても売手如何に拘らず要求さ

れる齊一価格とは同じ性質のものではない。

(五) 何れの買手からも同じ利益を受取るという完全市場の本質的条件は充たされない。基点以外の生産者は買手の位置により受取る利益に差異を生ずる。

(六) 広い地域にわたる市場の競争の条件たる鞘取取引が排除されてしまふ。

要之、基点制下においては一物一価の法則の作用する完全市場の条件は具備せず、従つてその価格は自由競争価格ではない。

次に生産者の地方的市場領域への相互浸透は購買者に供給源のより大なる選択を与えるという主張も事実の歪曲であり、實際は販売価格を引下げる」となしに市場を分割し、遠距離にわたつて重複輸送を行うものであり、生産者が価格引下げによつて積極的に競争する可能性を排除せんとするものである。

註 I, D. Lynch; op. cit. pp. 174~179, 古賀英正「支配集中論」(同上)

註 II, D. Lynch; ibid. p. 174

註 III, Aetna Portland Cement Company, et al., V. F. T.

C. in the U. S. Circuit Court of Appeals, Brief for Respondent (F. T. C, Feb, 1946) p. 225.

註 IV, F. Muchlup; op. cit. pp. 91~100

ふくに注目すべき傾向は若干の大石油会社は生産から精製、輸送、販売に至る一貫的な総合経営を行つてゐることであつて、それらの会社はいづれも巨額の資本を擁している。(註 I)

III. 世界の油業における支配集中

価格カルテルとしての基点価格制の成立と存続を可能ならしめるかのうして価格に比し運賃の割高な標準化された重量商品とい

う商品側の事情も考慮しなければならないが、経済集中度の高いことが基本的条件である。生産に対する支配が少数の巨大企業の掌中にある場合には、基点価格制はトラスト又は之に準ずる強大な企業の政策に従うことが他の一般企業にとって経験上有利であるとして追随されることになり、又同程度の少数の大企業体の共存政策として現れるもあり、或は戦闘的なトラストが他の業者を脅迫して従わしめることもできる。またもし地方的市場において現実に価格引下げに出るものがあれば直ちにその品種についてその引下げした価格を当該地域の基点価格とし、引下げの効果を消滅せしめることが出来る。

世界の石油業における経済集中は極めて顕著である。先ずアメリカ合衆国について見ると、石油採掘業者、配給業者は多数の小規模業者によつて行われているが、精製、輸送部門は少数の大企業により經營されている。たとえば臨時国家経済委員会(T·N·E·C)の調査によれば、二〇の大石油会社が全国の石油生産資産の六六%以上を所有し、原油パイプライン哩数の七二%、精油可能原油の九六%、ガソリン生産の八三%を支配している。(一九三八年)(註 I)

アメリカ以外の地域においては集中度は更に高く、極めて少数の綜合的な石油会社が石油業の各部門を支配している。それは海外で石油業を經營するには資源の調査開発及び採油権獲得に巨額の投資を必要としその上収益をあげるまでには長期間の無収入期

第一表 世界石油業における生産の集中

	埋蔵量(1) (十億 バーレル)	原油生産(2) (一日當、 千バーレル)	製油能力(3) (一日當、 千バーレル)	クラッキング 工場能力(4) (一日當、 千バーレル)
ニュー・ジャージイ・スタンダード	12.4	1,317.7	1,746.5	375.8
ロイヤル・ダッチ・シェル	5.3	857.1	1,258.9	518.6
アングロ・イレニアン	13.9	705.7	707.9	137.5
三 社 合 計	31.6	2,880.5	3,713.3	1,531.9
三 社 の 対 世 界 %	40.4	33.3	34.5	30.4
テキサス	4.5	472.3	712.2	431.2
ソコニー・ヴァキューム	3.4	338.6	660.6	364.2
ガルフ	7.1	532.7	498.2	245.2
カリフォルニア・スタンダード	4.1	437.5	521.0	207.2
七 社 合 計	50.7	4,661.6	6,105.3	2,779.7
世 界 総 計	78.3	8,531.3	10,760.9	5,045.0
七 社 の 対 世 界 %	65.0	54.6	56.7	55.1

(1) 1949年1月 (2)1949年度 ソ聯、東欧諸國を除く

(3) (4) 1950年1月 ソ聯、東欧諸國を除く。

F. T. C, The International Petroleum Cartel pp. 23~26

る。かくの如き世界石油業における支配の高度の集中は国際カルテル形成の不可欠の条件であるが、更に国際石油会社間に存する種々の密接な関係はカルテル組織の維持、強化に役立つている。このようなカルテル補強手段として子会社、従属会社の共同所有（共同参加）、重役派遣及び原油供給契約をあげることが出来

間を経過しなければならないので、小額の資本ではその負担に耐えないのである。聯邦産業委員会の調査によれば米国及びソ聯圏以外の世界の石油業は国際的な七大石油会社（うち五社はアメリカ資本、二社はイギリスおよびオランダ資本）によつて支配されている。^{註三} 第一表は世界全体に対するその支配力を示したものであるが、米・ソを除く世界に対する七大会社の支配力は一層顯著である。すなわち資源において占める割合は八二・一%、生産においては八八・一%、精油能力においては八八・一%、クラッキング製油能力においては八五・二%となり全体として八割以上を支配している。殊に注目すべきは七社のうちでも最大三社が絶対的優位を占めていることである。すなわち米・ソ以外においてこれをみれば、原油埋蔵量の五五%、原油生産量の六五・二%、製油能力の六三・九%、クラッキング能力の七六・九%を最大三社で所有し、支配している。

(一) 子会社、従属会社の共同所有関係

国際的石油会社の間には原油の生産から製品配給にいたる各部門において子会社、従属会社の所有関係を通じる緊密な関係が存在する。殊に重要石油生産地域における原油の生産、並びにそのパイプラインによる輸送は殆んど七大石油会社の二社以上が参加する子会社によつて営まれている。例えば中東においてはスタンダード系二社、シェル及びアングロ・イレニアンはイラク石油会

社及びその傘下各会社に参加している。ガルフ、アングロ・イレニアンはクワイト石油会社を共有している。カリフォルニア・スタンダードとテキサスはカリフォルニア・テキサス(カルテックス)の会社網を通じて多くの共有関係を持ち、またアラビヤ・アメリカ石油会社、トランス・アラビアン・パイプライン会社を通じてジャージー及びソコニーと結びついている。(第二表参照) 欧洲においてもカリフォルニア・スタンダードとテキサスはカ

第二表 重要生産会社における参加率

	生産地域	参加会社	参加率(%)
イラク石油会社	イラク・クワタール	アングロ・イレニアン石油会社 ソコニル・ダッヂ・シェル・グループ ソコニル・ヴァキューム石油会社 ソコニル・スタンダード石油会社	二二三三 八七五五
アラビヤ・アメリカ石油会社	サウディ・アラビア	カリフォルニア・スタンダード石油会社 ニュージャージー・スタンダード石油会社 ソコニー・ヴァキューム石油会社 カリフォルニア・スタンダード石油会社 テキサス株式会社	一一二二 一一三三 八七五五
バーレン石油会社	バーレン島	ガルフ石油会社 カルフ石油会社 ガルフ石油会社 ガルフ石油会社	一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇
クワイト石油会社	クワイト	ニュージャージー・スタンダード石油会社 ソコニー・ヴァキューム石油会社 カリフォルニア・スタンダード石油会社 テキサス株式会社	一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇
蘭領植民地石油会社	旧蘭領東印度諸島	ニュージャージー・スタンダード石油会社 ソコニー・ヴァキューム石油会社 ガルフ石油会社 ガルフ石油会社 ガルフ石油会社	一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇
メネ・グランデ石油会社	メネ・グランデ	ニュージャージー・スタンダード石油会社 ソコニー・ヴァキューム石油会社 ガルフ石油会社 ガルフ石油会社 ガルフ石油会社	一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇
コロンビア石油会社	コロンビア	ニュージャージー・スタンダード石油会社 ソコニー・ヴァキューム石油会社 ガルフ石油会社 ガルフ石油会社 ガルフ石油会社	一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇 一一一〇〇〇

(註) メネ・グランデにおけるシェル・スタンダードの参加率は資産取得割合を示す。

ルテックス系の会社網を組織し、アングロ・イレニアン、シェル、ソコニージャージーはアフリカ石油会社を設立している。ガルフ、ジャージーは聯合石油証券株式会社の所有を通じて提携している。

ラテン・アメリカではソコニー、カリヲルニア及びテキサスの提携と、ジャージー、ガルフ及びシェルの提携が顯著である。極東においてはジャージー、ソコニー、テキサス、カリヲルニア及びシェルが蘭領ニュー・ギニア石油会社を組織している。カルテックスはまた極東においても活動し、ジャージーとソコニー・ヴァーキュームはスタンダード・ヴァーキュームを組織して生産から販売に至る一切の活動を統合している。アングロイレニアン、シェルは歐洲同様広汎な共同販売を実施している。

国際的石油会社は合衆国、カナダに於てはパイプライン、製造技術、特許権の共同所有を通じて他の石油会社とも提携している。

斯くの如き共同所有関係は子会社自体が夫々傘下に多数の子会社、従属会社を持つことによつて更に複雑なものとなつてゐる。本来競争し、対立関係にあるものが、共同で子会社を所有するというこののような形態は他のどの産業よりも国際的石油業において最も広汎に採用されている。従つて今日の国際的石油業は一個の巨大な利害共同体又は corporate family となつてゐると云つてもあながち過言ではなかろう。(註五)

(二) 重役派遣

国際的石油会社間の関係を人的側面より強化するものは、右に述べた共同参加子会社の取締役会への重役の共同派遣である。第

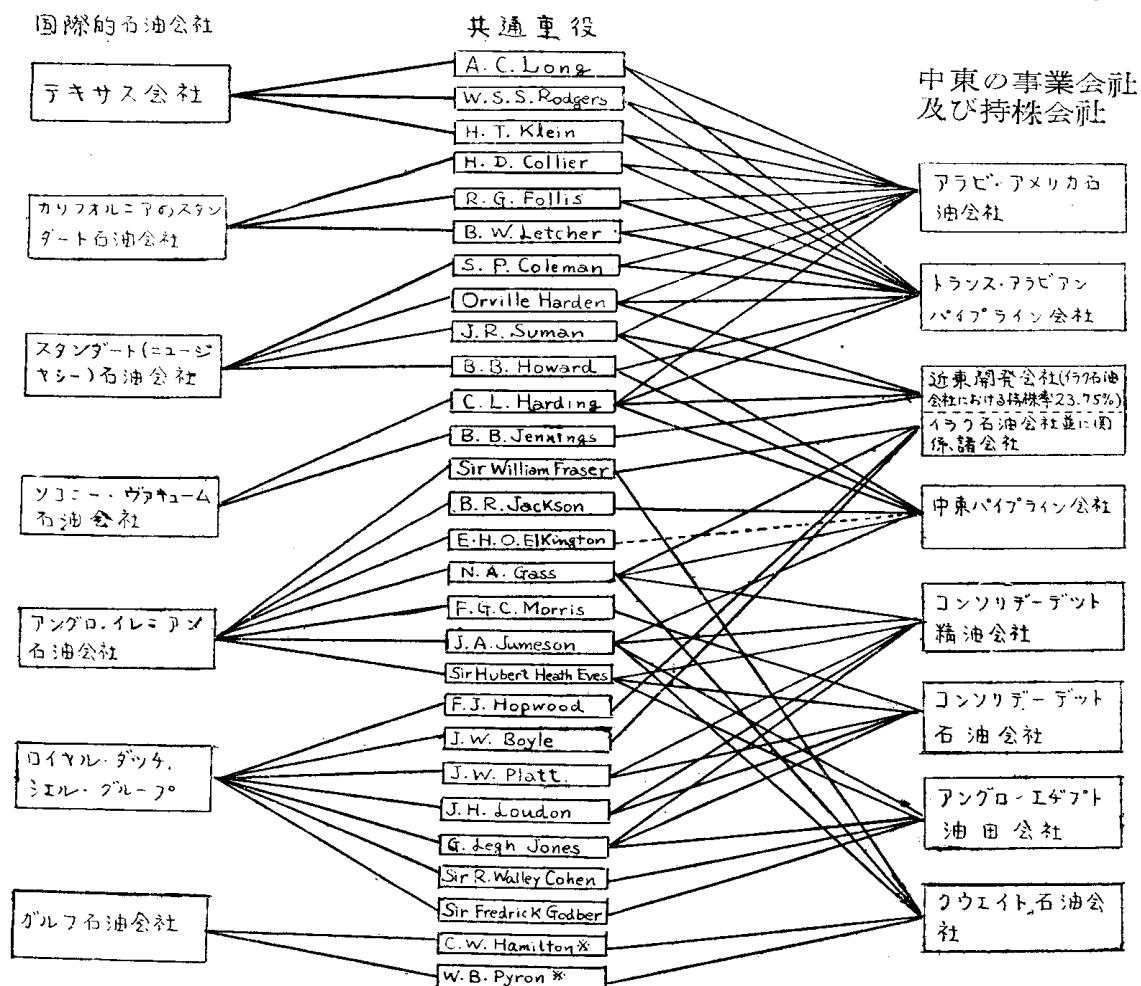
三表は中東の石油会社への役員派遣を示すものであるが、これによつて国際的大会社の多くの取締役が子会社の取締役となり、しかも幾つかの子会社の役員を兼ねていることが分る。例えばアラムコの経営政策を決定するスタンダード(N・J)及びソコニー・ヴァーキュームの取締役はイラク石油会社の営業方針の形成にも參加している。イラク、iranにおける石油政策の決定に参加するアングロ・イレニアンの取締役はガルフより派遣される重役と共にクワイトの価格、生産政策の決定に参与している。彼等は親会社の重役であることから同一人物が極東、歐洲、南米及び合衆国に汎つて石油政策の立案、決定、実行に當る場合も多い。従つて共同所有会社の取締役会は事実上国際石油会社間の利害の調整機関であり、世界的な統一営業政策の私的計画局であると共にその実行監視機関でもある。

(三) 原油供給契約

国際的石油会社の内五社の間に、原油の長期供給契約が結ばれてゐる。即ち一九四七年に締結された中東石油(主としてクワイト石油)に関するガルフ・シェル協定及びアングロ・イレニアン・スタンダード(N・J)、アングロ・イレニアン・ソコニー・ヴァーキューム協定これである。

前者はガルフがシェルに対し一九四七年より向う二十二ヶ年にわたり(五年前の打切り予告条件つきで無期限に延長できる)最低十二億五千万バーレルのクワイト産原油の供給を約したものであり、此の数量はクワイトの確定石油埋蔵量に対するガルフの持分の約四分の一に当るものである。

第三表 中東における國際的石油会社間の重役派遣関係（1950年1月現在）



註. 1. E. T. C. ibid. Chart 18.
2. * 海外事業担当副社長 実際は支替重役

アングロ・イランの締結した二つの協定はクワイトまたはイラン産原油を一九五二年より向う二十ヶ年にわたりスタンダード（N・J）に対して総額八億バーレル（一日当たり一一万バーレル）、ソコニー・ヴァキュームに対し五億バーレル（一日当たり七万バーレル）供給販売することを契約したものである。

この契約は何れもその期間が長く、取引数量が大量であると共に、価格決定方法は利潤分配方式によるものであり、かつ販売条件に販売制限条項がついている点から通常の商取引を超えた高度に制限的な性質をもつものである。

例えればガルフ＝シェル協定の価格条項をみるとガルフはシェルに売渡した原油について一定の市場価格を受取るというのではなく、シェルがこの原油を輸送、精製および配給することによって得た純益の五〇%を受取ることになつている。従つてガルフがクワイットその他の石油の販売拡張のため価格引下げを行えば自己の販売する石油についてのみならずシェルに売却する石油についても価格を引下げるになり価格競争による販売量の拡大は収入を減ずることになるであろう。またこれらの契約には相互の市場を尊重し、相手方市場の犠牲において販売量を拡張する際には供給量を減ずるという制限条項が附隨しているので販路や販売活動について厳重な制約を受ける。何れにしても原油

の供給契約によつて関係会社は長期の契約期間中、販売活動の制限と国際石油価格の維持について直接的な利害関係を持たざるを得ないこととなる。

註一、Lynch; op. cit., p.79.

註二、Labour Research Association; Monopoly To-day, 1950.

立井海洋訳「現代の独占資本」「アメリカの独占資本支配にかんする若干の資料」（経済評論昭和二八年九月号）等参照

註三、F. T. C.; op. cit., pp. 23~26

註四、F. T. C.; ibid, p. 33

四、独占価格と独占利潤

国際的な巨大石油会社間の協調は当然独占利潤の確保と分割を目的とするものであるが基点価格制によるところの独占利潤は基点における価格によつて左右される。そこで最後に国際価格の基準となる合衆国の石油及び石油製品の価格を検討する。

米国内における原油価格の形成においては各生産地域で最大の原油購入量を有する精油会社が価格決定のリーダーとして行動している。(註1)

石油製品の販売についてもプライス・リーダーシップが行われ、スタンダード・グループが中心となつて全国各地域に於て価格統制を行つてゐる。例えば一九三九年におけるガソリンの価格リーダーシップを調査せるT·N·E·Cは第四表の如く、各地域に於て独占的生産者たるスタンダード・グループの一社、又はこれと緊密な関係にある会社がリーダーとなつていることを見出している。(註2)

そしてスタンダード・グループの中でもジャージー・スタンダードはその伝統的地位と実力からリーダー中のリーダーとして石油製品の全国価格を決定する地位にある。然も国際石油価格の基準となるプラスチックの相場たるや、その市況蒐集方法がジャージー・スタンダード一社の建値のみに偏しているのが実情であるから事実上基点価格はジャージーの一方的に設定する独占価格といつて過言でない。従つてF·T·C報告書の云う如く「實際…單一の会社(おそらく国際的に優越せる大会社の一)『ジャージー・スタンダードを指す』(引用者註)が「基点価格」を決定することによって石油製品に対する国内価格と国際価格を同時に決定する」とが出来る。(註3)と断言して差支えない。

石油の国際価格が生産費の高い合衆国の価格を基準とする独占価格であることから生産費の低廉な海外地域で稼行する国際的石油会社には莫大な独占利潤が保証される。その一例をあげると、戦後大規模な増産を続けてゐる中東では「年間一本の油井から出る石油の量は世界のいかなる国と比較しても問題とならぬくらいの大量であること」、従業員の大部分が低賃銀のイラン人、アラビア人であるために、原油の生産費はアメリカとくらべてじつに驚くほど安い。(註4)油田渡し、あるいはペルシヤ湾渡しで原油生産費はおよそ一バレル次の如くであつた。(一九四六年)(註5)
サウジ・アラビア四〇・六セント(一一セントの利権料を含む)
バーレン島 約二五セント(一五セントの利権料を含む)
クwait、イラン約二七セント
ペルシヤ湾渡し原油国際価格は既に述べたように一バレル一ドル七五セント以上であつたが油田価格と国際価格の間には巨額

第四表 米國石油業における市場リーダーシップ（一九三九年）

地	域	リ	一	ダ	一
(1) ニューヨーク、ニューヨークランド ペンシルヴァニア、デラウェア	(2) ニュージャージー、メリーランド、コロンビア、ヴァージニア ノース・カロライナ、サウス・カロライナ	(3) オハイオ ケンタッキー、ミシシッピー、アラバマ、ジョージア、フロリダ テネシー、ルイジアナ、アーカンソー、ミシガン、インディアナ、ワイ スコーンシン、イリノイ、アイオア	(4) ミズリーノース・ダコタ、サウス・ダコタ、ネブラスカ、カンサス、 ミネソタ モンタナ、ワイオミング、コロラド、ニューメキシコ、アイダホ、ユタ ワシントン、オレゴン、カリフォルニア、ネヴァダ、アリゾナ オクラホマ テキサス	(5) ケンタッキー・スタンダード ケンタッキー・スタンダード ルイジアナ・スタンダード インディアナ・スタンダード コンチネンタル カリフォルニア・スタンダード マグノリア（ソロニーの子会社） マグノリア又はテキサス・コロラド・ルーン	(6) (7) (8) (9) (10) (11)

(註) Hearing before the T. N. E. C., Part 16, p.p. 8880~8881

のマージンがある。

カリフォルニア・スタンダードとテキサス石油会社は、その想
え目な発表によつてもアラムコ及びベーンン石油会社の生産、精
油、販売にかかる原油一バレルにつき、一九四八年、九一セント
ト、一九四九年九五セント、一九五〇年八五セントの純利益を收
得している(註)以て国際的石油会社の獲得する独占利潤の大それ
の一端をうかがうるが出来る。

註 1. Lynch; op. cit., p. 80

註 1. Lynch; ibid. pp. 176~177

註 3. F. T. C.; op. cit., pp. 351~352

註 4. 脇村義太郎著「石油」(新波新書) 11大頁。

註 5. F. T. C. ibid., p. 150, 357, pp. 364~765

註 6. F. T. C. ibid., pp. 376~377

〔本稿は昭和二十八年度文部省科学研究費による京都大学経済学
部共同研究の一部である〕